

第1章 計画の策定について

- I 計画策定の趣旨
- II 計画の策定・位置付け
- III 計画期間
- IV 計画の策定体制
- V 計画のPDCA

第1章 計画の策定について

I 計画策定の趣旨

平成18年12月、制定から約60年を経て教育基本法の改正が行われました。改正された教育基本法では、人格の完成や個人の尊厳など普遍的な理念を大切にしつつ、新しい時代にふさわしい教育の実現のため、幅広い知識と教養の習得、道徳心や自立心の養成、公共の精神や伝統・文化の尊重、国際社会への寄与などを教育の目標として規定しています。また、地方公共団体においても、国の計画を参酌し、地域の実情に応じて、教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めることを規定しています。

北海道教育委員会では、平成20年3月に「北海道教育推進計画」を策定し、「自立」と「共生」の基本理念のもと、平成25年3月には教育の現状や社会状況を踏まえ、平成25年度から29年度までの5年間の施策として、個別・具体的な施策・事業等を体系的に整理し、各種の教育施策の実現に取り組んでいます。

厚真町教育委員会においては、平成18年度からスタートした「第3次厚真町総合計画」をはじめ、平成21年3月には「厚真町教育計画」を策定して、厚真町教育・文化に関する施策を推進してきました。この2つの計画は平成27年度をもって計画期間を終えること、さらに社会の大きな変化の中で教育委員会制度改革や様々な教育制度改革が進められるなど、新しい時代にふさわしい人づくりを担う教育の役割はますます高まりを見せていることから、こうした背景を踏まえながら、本町教育のさらなる充実を図るため、第4次厚真町総合計画との整合性を図りつつ、今後、本町が目指すべき教育の方向性を明らかにした「厚真町教育振興基本計画」として策定し、町の教育行政運営の基本方針とするものです。

II 計画の策定・位置付け

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、平成25年6月に様々な社会情勢の変化や、東日本大震災の発生などを踏まえて策定された国の「第2期教育振興基本計画」、平成25年3月に改訂された道の「北海道教育推進計画」を参考にして、地方自治体に策定が求められている「厚真町教育振興基本計画」として策定するものです。

また、厚真町第4次総合計画の部門別計画としてその整合性を確保し、本町における教育振興基本計画として位置付けるものです。

Ⅲ 計画期間

この計画は、第4次厚真町総合計画（計画期間：平成28年度～平成37年度まで）における部門計画であることから、計画期間を総合計画の期間との整合性を図り、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とします。

また、個別・具体的な施策・事業等を体系的に整理した「基本方針」は、平成28年度から平成32年度までを計画期間とし、この5年間を見通す施策の基本的な方針となるもので、教育の現状や社会状況を踏まえて必要な見直しを行うこととします。

●計画の対象期間

年度 計画名	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
厚真町総合計画	第3次総合計画(10年間)					第4次総合計画									
厚真町教育振興基本計画	厚真町教育計画(8年間)					厚真町教育振興基本計画									
						基本方針の計画期間									

Ⅳ 計画の策定体制

国は、平成25年6月に「第2期教育振興基本計画」を策定し、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示しました。（計画期間：平成25年度から平成29年度）

また、北海道においては、平成25年3月に北海道教育推進計画（第四次北海道教育長期総合計画）を策定しました。

本町では、国及び北海道の教育振興基本計画を参酌することはもちろん、社会教育委員、PTA、校長会、教頭会など関係団体と協議を重ね、さらに町民へ意見聴取（パブリックコメント）を通して、広く町民の皆さんにも計画策定に参画していただき、実効性のあるものとなるよう検討してまいりました。

本計画では、学校教育、社会教育などの教育行政全般を所管する厚真町教育委員会が長期的な視野に立ち、各分野の取り組みを明らかにして、本町における教育の一層の振興を図るために、厚真町教育振興基本計画として定めるものです。

V 計画のPDCA

